平成２５年（フ）第１０１号
東京都江東区大島６丁目１－６－1233
債務者　桶谷　世紀
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７５６号
横浜市神奈川区羽沢南３丁目２番11－203号
債務者　木村　健郎
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７８２号
神奈川県大和市柳橋３丁目16番地　ハイム桜ケ丘６－207号
債務者　戸部タケ子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

財産状況報告集会及び一般調査期日変更

平成２４年（フ）第７８号
長野県駒ヶ根市赤穂307－１　ヴィラ・ロアール１Ｂ、住民票上の住所長野県伊那市中央4509番地３
破産者　やまとやこと　池上　和男
1　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年３月27日午前11時
2　決定年月日　平成25年１月７日
長野地方裁判所伊那支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第４７号
長野県上田市上丸子261番地13
破産者　宮下百合子
1　決定年月日　平成25年１月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３４７号
金沢市長坂１丁目３番25号　サンパティ長坂102号、従前の住所金沢市金石西３丁目７番32号
破産者　割烹つる六こと　鶴嶋　正裕
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７５号
愛知県一宮市北小渕字中田79番地
破産者　森島　惠治
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４１号
和歌山県日高郡美浜町大字田井473番地
破産者　田中　光子
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２４年（フ）第１１３号
山口市小郡下郷2884番地　東津市営住宅631号
破産者　上岡　克史
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第５２６２号
東京都世田谷区砧１丁目27－３
破産者　野口　博明
1　決定年月日　平成25年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８３７号
埼玉県さいたま市西区大字高木1580－２
破産者　植田　忠司
1　決定年月日　平成25年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４号
長崎県諫早市高来町三部壱324番地11
破産者　亡大川敏郎相続財産
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２３９号
静岡市清水区宮加三156番地の３
破産者　岸山　昌和
1　決定年月日　平成25年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５１号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3285番地の１日商岩井浜名湖弁天島マンション509、開始決定時の住所静岡県浜松市中区蜆塚２丁目９番30号
破産者　栗田　英二
1　決定年月日　平成25年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５５２号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3285番地の１日商岩井浜名湖弁天島マンション509、開始決定時の住所静岡県浜松市中区蜆塚２丁目９番30号
破産者　栗田　　史
1　決定年月日　平成25年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
岩手県北上市和賀町岩崎新田６地割87番地
破産者　馬峰　友一
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２１５号
静岡県富士市蓼原1354番地の１　マンション明日香301号、前住所静岡県富士市南松野3727番地の１
破産者　望月　和敏
1　決定年月日　平成25年１月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部